

令和8年度宇部市新卒保育士等就職支援助成金募集要領

宇部市では、市内の保育所等の保育士を確保するため、市内の私立保育所、私立認定こども園（保育部）及び地域型保育事業実施施設（以下「保育所等」という。）に常勤保育士として新たに就職する方に対して、予算の範囲内において、宇部市新卒保育士等就職支援助成金を交付します。

1 助成対象者

助成対象者は、次のすべての要件に該当する方です。

- 次のいずれかに該当すること。
 - 令和8年度に指定保育士養成施設を新たに卒業し、又は修了する見込みの方
 - 一般社団法人全国保育士養成協議会が実施する保育士試験に合格した方
 - 保育士資格を有する方
- 市内の保育所等又は私立幼稚園において、勤務した経験がない方又は離職後2年以上経過している方であること。
- 保育所等に常勤保育士として、令和9年4月1日から新たに就労することが内定している方又は令和8年度中に新たに就労を開始する方であること。
- 常勤保育士として新たに就職し、同一の保育所等に2年以上継続して勤務する見込みがある方であること。
- 保育士証を取得している方又は取得する見込みの方であること。ただし、保育士登録申請済みの方に限ります。
- 宇部市に市税等を滞納していない方であること。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - 申請しようとする区分と同一の区分の助成金の交付を過去に受けた方
 - 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する方

2 助成金額

交付対象者1人につき、次の区分に応じて助成金を交付します。

区分	内容	金額	交付時期
第1号助成金	常勤保育士として新たに就職する方に対する助成金	50,000円	就職時
第2号助成金	第1号助成金の交付を受けた方で、就職後1年を経過した日以後も引き続き勤務し、就職後2年を経過する日まで継続して勤務する見込みがある方に対する助成金	50,000円	就職後1年経過時

※第2号助成金は自動的に交付されるものではありません。交付を受けるためには、別途申請が必要です。申請時期等については、対象となる方に別途案内します。

3 助成定員

- ・養成施設卒業予定者：10人程度
- ・保育士試験合格者及び潜在保育士：10人程度

4 募集期間

※申請状況により、募集を終了することがあります。

(1) 第1号助成金

- ・養成施設卒業予定者
令和8年12月1日（火曜日）から令和9年1月29日（金曜日）まで
- ・保育士試験合格者及び潜在保育士
令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月5日（金曜日）まで

(2) 第2号助成金

第2号助成金の申請時期等については、対象となる方に別途案内します。

5 申請方法

宇部市新卒保育士等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、募集期間内に保育幼稚園課まで持参又は郵送（締切日当日必着）で提出してください。持参の場合の受付時間は、平日の9時00分～16時30分とします。

(1) 第1号助成金を申請する場合

- ・宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-1号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・保育士証又は保育士登録申請書の写し
- ・納税証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 第2号助成金を申請する場合

- ・誓約書（様式第3号）
- ・納税証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

6 助成金交付対象者の決定

提出書類を審査の上、適当と認めたときは、当該年度分の助成金の交付を決定し、交付決定通知書により通知します。

7 助成金交付決定後の手続

1 助成金請求

交付決定を受けた方は、指定された期日までに、宇部市新卒保育士等就職支援助成金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

※助成金請求時に、保育所等を既に離職している場合は、助成金を交付できません。

2 就労状況の報告

第1号助成金の交付を受けた方は、就労開始後10日以内に雇用主が証明する宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労証明書（様式第2-2号）を提出してください。

第1号の助成金の交付を受けた方は就職後1年を経過した日以後、第2号の助成金の交付を受けた方は就職後2年を経過した日以後、速やかに、雇用主が証明する宇部市新卒保育士等就職支援助成金就労継続証明書（様式第2-3号）を提出してください。

3 保育士証の写しの提出

保育士証を取得する見込みの方として助成金の交付を受けた方は、保育士証を取得したときは、速やかにその写しを提出してください。

4 第2号助成金の申請

第2号助成金の交付を受けようとする方は、別途指定する期間内に改めて申請が必要です。

8 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、当該取消しに係る助成金の返還を求めることがあります。

- 1 養成施設を卒業又は修了できなかった場合
- 2 保育士資格を取得できなかった場合
- 3 市内の保育所等に常勤保育士として就職しなかった場合
- 4 第1号助成金の交付を受けた方が、就職後1年を経過する日前に離職した場合ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合を除きます。
- 5 第2号助成金の交付を受けた方が、就職後2年を経過する日前に離職した場合ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合を除きます。
- 6 申請書その他提出書類の内容に偽りがあった場合
- 7 この要領又は助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合
- 8 その他、市長が助成金の交付を不相当と認めた場合

9 その他

申請様式等については、宇部市ウェブサイトからダウンロードできます。

宇部市>子育て・教育>保育園・幼稚園>保育士就職支援>新卒保育士等就職支援助成金制度

10 提出先・問い合わせ先

宇部市 こども未来部 保育幼稚園課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8327 FAX 0836-22-6051

メール kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp